ホームヘルプサービスほのか　運営規程

（事業の目的）
第１条　株式会社ハート＆クリエーションが開設するヘルパーステーションほのか（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護事業、指定介護予防訪問介護事業及び第１号訪問事業サービス（以下「訪問介護事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所におくべき従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な訪問介護事業の提供することを目的とする。

（運営の方針）
第２条　事業所の訪問介護事業の従業者は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他生活全般にわたる援助を行う。

２　事業所の訪問介護事業の従業者は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護の状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すために必要な援助を行う。

３　訪問介護事業の実施にあたっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービス　と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

４　事業所は、自らその提供する訪問介護事業の質の評価を行い、常にその改善を図るも　のとする。

（事業所の名称等）
第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
一　名　称　ホームヘルプサービスほのか
二　所在地　岡山県玉野市長尾５５７－１

（従業者の職種、員数及び職務の内容）
第４条　事業所の従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。
一　管理者　１名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
二　サービス提供責任者(訪問事業責任者）１名以上
サービス提供責任者(訪問事業責任者)は、訪問介護計画の作成、利用の申込みに係る調整、訪問介護員(生活支援訪問員)等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行う。
三　訪問介護員(生活支援訪問介護員)等　３名以上
訪問介護員(生活支援訪問介護員)等は、訪問介護事業の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）
第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。ただし、居宅サービス計画により、営業日及び営業時間以外でも、サービス提供を行う場合があるものとする。
一　営業日　月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（１２月３０日から1月３　日）までを除く。
二　営業時間　午前8時30分から午後5時30分までとする。
三　訪問介護事業の提供については、24時間対応が可能な体制とする。

（訪問介護事業の内容）
第６条　訪問介護事業の内容は次のとおりとする。
　一　身体介護(生活支援訪問サービスでは提供しません)
　二　生活援助

（利用料その他の費用の額）
第７条　訪問介護事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額及び市で定めるサービス費の額とし、当該訪問介護事業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額及び市で定めるサービス費の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。
２　次条に規定する通常の事業の実施地域以外の地域において訪問介護事業を行う場合の交通費は受領しない。
３　前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書でその内容及び費用について説明した上で、利用者から支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

（通常の事業の実施地域）
第８条　通常の事業の実施地域は、玉野市（石島を除く）、岡山市南区（旧灘崎町に限る）とする。

（緊急時等における対応方法）
第９条　事業所の従業者は、現に訪問介護事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。

（虐待防止に関する事項）
第１０条　事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。
　一　虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
　二　事業所における虐待防止のための指針を整備する。
　三　事業所において、看護師等に対し、虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
　四　前3号の措置を適切に実施するための担当者を置く。
２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（その他運営に関する重要事項）
第１１条　事業所は、事業所の従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、適切な業務態勢を整備する。
　一　採用時研修　採用後６ヶ月以内
　二　継続研修　　年２回以上
２　事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
３　事業所の従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
４　サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。
５　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、老人福祉法及び介護保険法並びに

これらの法律に基づく政令及び厚生労働省令に定めるところによるものとする。

（介護保険適用外サービス）
第12条　事業所は、介護保険適用外で利用者から訪問介護の希望があった場合は、自費でのサービスを提供する。

附　則
この規程は、平成25年1月1日から施行する。

平成25年10月　1日　改定　　平成27年　8月　1日　改定
平成28年　7月　1日　改定　　平成29年　4月　1日　改定
令和　1年12月　1日　改定　　令和　2年　4月　1日　改定
令和　2年10月　1日　改定　　令和　3年　5月　1日　改定
令和　3年　7月　1日　改定　　令和　5年　8月　1日　改定
令和　6年　4月　1日　改定　　令和　8年　4月　1日　改定